

第7回協議会での決定(議案)事項

【総務・企画小委員会付託案件】
一部事務組合等の取扱い

1 出雲市外6市町広域事務組合、出雲市外4町広域消防組合、出雲市外3市町斐伊川水系水利組合、平田市・斐川町火葬場組合

合併の前日をもって解散し、2市4町に係る共同処理事務は、新市に引き継ぐ。なお、その財産の取扱いについては関係市町において協議するものとする。

また、その職員の身分の取扱いについては、2市4町の一般職の職員の身分の取扱いに準じ、新市に引き継ぐものとする。

2 島根県市町村総合事務組合、島根県市民交通災害共済組合

合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日当該一部事務組合に加入する。

3 土地開発公社

(1) 2市3町の土地開発公社のうち、1つの土地開発公社を存続し、それ以外の4つの土地開発公社は、合併の日までに解散する。

(2) 解散する4つの土地開発公社の所有する財産、債務は、存続する1つの土地開発公社に引き継ぐものとする。

(3) 存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発

公社とする。

(4) 新市土地開発公社の事務所的位置及び職員の配置については、合併時までに調整する。

地方税の取扱い(その1)

【総務・企画小委員会付託案件】

1 住宅用家屋証明手数料

所有権保存登記、所有権移転登記及び抵当権設定登記に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から1件について1,300円に統一する。

2 督促手数料

合併時から督促状1通について100円に統一する。

3 個人市民税

*均等割の税率
現行のとおり標準税率の年額3,000円とする。
*所得割の税率
現行のとおり標準税率に統一する。

4 法人市民税

*均等割の税率
現行のとおり制限税率(標準税率×1.2)とする。
*法人税割の税率
現行のとおり制限税率の14.7%とする。

5 軽自動車税

現行のとおり制限税率(標準税率×1.2)とする。

6 入湯税及び入湯税の課税免除

*入湯税の税率
現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率、入湯客1人1日に150円に統一する。
*入湯税の課税免除
現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金1,050円(消費税込み)以下の日帰りの利用客及び学校行事等で児童生徒を引率する教職員」を加え、その基準を統一する。

7 納期前納付報奨金制度

平成17年度から、対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。

8 納税組合制度

平成17年度から廃止する。

国民健康保険事業の取扱い

【福祉・教育小委員会付託案件】

1 賦課形態

「保険料」とする。

2 保険料

(1) 賦課方式
現行のとおり4方式とする。(所得割資産割、均等割、平等割)

(2) 保険料率
*医療分
平成16年度は現行のとおりとする。
平成17年度から均一賦課とするが、低所得者層に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は応益割に充当し、その期間は新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。
*介護分
平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。

現行のとおりとする。

本算定の時期
出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。(7月)

(3) 納付回数、納期
湖陵町の例により調整する。(7月3月の9回) なお、仮算定は行わない。

(4) 賦課割合
現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り50対50に近づけるよう平準化する。

(5) 保険料の軽減
賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

3 任意給付

*出産育児一時金
現行のとおり新市に引き継ぐ。(30万円)
*葬祭費
平田市、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。(3万円)

より合併時に統一する。(3万円)

4 国民健康保険運営協議会

合併時に統一する。
委員構成については、出雲市の例により統一し、委員定数、選任方法等は、合併までに調整する。

介護保険事業の取扱い

【福祉・教育小委員会付託案件】

1 介護保険事業計画

現行の各保険者の第2期事業計画のうち、介護保険料を除き、そのまま新市に引き継ぐ。

2 介護保険料

平成17年度から統一する。

3 介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外6市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。



4 介護保険システム

各市町(保険者)とも、島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働してい

る。

現在、出雲市外6市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2市4町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時までに調整する。

5 保険給付外事業

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱い

〔福祉・教育小委員会付託案件〕

1 平田市立病院事業

現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行うつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 診療所事業

医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 在宅当番医制度

2市4町共通の事業であり、合併後も継続して出雲医師会に委託して実施する。

4 休日診療所事業

出雲圏域の休日診療を担っているものであり、引き続き新市の事業として行う。

5 病院、診療所使用料・手数料

平田市立病院の使用料・手数料
現行のとおり新市に引き継ぐ。

*診療所の使用料・手数料

平田市の例により統一する。



各種事務事業（保育関係）の取扱い

〔福祉・教育小委員会付託案件〕

1 保育所施設及び運営等

現行のとおり新市に引き継ぐ。公立保育所のあり方について、新市において検討する。

2 私立認可保育所運営費助成

*私立認可保育所運営費補助金

保育所運営の円滑化のため、新たに制度化する。

補助額は、各年の5月初日在所児童数に一律24,000円を掛けた額とする。

*私立認可保育所看護師配置費補助金

現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から出雲市の例により補助する。

3 法定外保育施設運営費助成

国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から出雲市の例により補助する。

健康診断に対する補助については、国の最低基準を満たさない施設にあっても補助する。

各種事務事業（農林関係その2）の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

1 農林関係事業受益者分担金

(1) 新市の分担金は、平成17年度以降に採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されたものについては、現行のとおりとする。

また、宍道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。

(2) 新市においては、農道（は場整備時の支線的農道を除く）、幹線排水路等、幹線用水路等、ため池（貯水量2千トン以上のもの）及び頭首工（堰を含む）の整備並びにため池の廃止については、分担金を徴収しない。

(3) 県営土地改良事業及び県単県営緊急地すべり対策事業に伴う受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の3分の1とする。

なお、県単県営緊急地すべり対策事業については、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

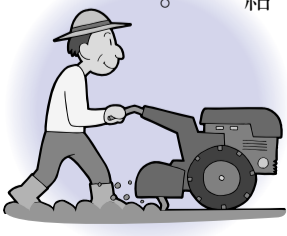
(4) 市営土地改良事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県補助金を控除した額の3分の1とする。

(5) 農地の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、中山間地域は事業費の4%、中山間地域以外の地域は事業費から国・県の補助金を控除した額の2分の1とする。

また、農業用施設の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、用水路（幹線用水路を除く。）及びため池を対象とし、中山間地域は事業費の2%、中山間地域以外の地域は事業費から国・県の補助金を控除した額の4分の1とする。

(6) 林地崩壊防止事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の2分の1とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

(7) 緊急、軽微な修繕については、予算の範囲内で修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上げ支給を実施する。



各種事務事業（上下水道関係その1）の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

◆上水道事業

1 上水道計画

原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2市1町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。

2 会計及び資産

*会計

原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。

*資産

合併時に2市1町(出雲市、平田市、大社町)の上水道事業資産(固定・流動)は、全て新市に引き継ぐよう調整する。

3 メーター器使用料

合併時は現行のとおりとする。合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整し、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

4 加入金・分担金

合併時は現行のとおりとする。合併後2年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定し、合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

合併時に平田市・平田市の例により統一する。(設計審査手数料は8千円、給水装置工事事業者指定手数料は1万円)

なお、平田市の道路占用申請手数料

及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に平田市の例により統一する。



各種事務事業(上下水道関係その2)の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

◆簡易水道事業

1 簡易水道計画

原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。

また、大田市への分水は、合併後も継続し、島村簡易水道は、合併後も斐川町・六道町水道企業団からの受水により給水を行うよう調整する。

合併時に、2市4町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

2 会計

合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。

3 メーター器使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

4 加入金・分担金

加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。なお、湖陵町の施設分担金については、廃止の決定以前に賦課の決定をしたものについては、従前のとおりとする。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

*設計審査手数料

合併時に平田市、平田市及び湖陵町(新設)の例により統一する。(8千円)

平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止

手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに佐田町及び大社町の消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

*給水装置工事事業者指定手数料

合併時に平田市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分の例により統一(1万円)、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のもの(平田市、多伎町)は、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に平田市の例により統一する。

各種事務事業(上下水道関係その3)の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

◆事業費補助金等

1 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。

2 飲料水安定確保対策事業

県単独の補助事業であり適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

3 水道使用料差額補助

現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

各種事務事業(上下水道関係その4)の取扱い

〔産業・建設小委員会付託案件〕

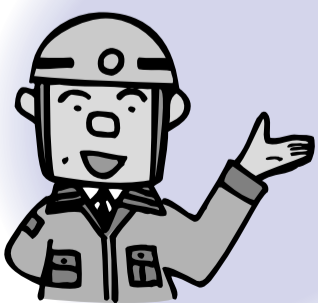
◆下水道事業(公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、合併処理浄化槽事業)

1 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率(平成22年65%)を早期に達成するため、合併時から、年2%以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。



3 農(漁)業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後2年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に計画の見直しを行い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

〈公共下水道事業〉

6 受益者負担金の額と徴収猶予

合併時までには供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。

7 受益者負担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したもののについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。

〈農(漁)業集落排水事業〉

8 受益者分担金の額

建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。

受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に新市の例により統一するよう調整する。

9 受益者分担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したもののについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、合併時に事業継続中の地区は現行のとおりとする。

10 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。

〈合併処理浄化槽事業〉

11 合併処理浄化槽設置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

12 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。

13 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

14 市町村設置型合併処理浄化槽使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。



市町村合併講演会を開催



平成16年6月10日(木)、第6回合併協議会の開催に先立ち、ラピタウェディングパレスにおいて、総務省官房総括審議官の大野慎一氏を講師に招き、「市町村合併について」と題して講演会を開催しました。

講演では、全国の市町村合併の状況や、このたび成立した地方自治法の改正や合併特例法の改正の内容、新合併特例法の内容を解説いただきました。特に、2市4町が導入を予定している地域自治組織に係る制度も解説いただき、2市4町の市長・町長、協議会委員をはじめとする約180名の参加者は、今後の合併協議の参考とするべく、熱心に聴講しました。



平成15年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算

| | | | | |
|--------------------|------------|-----|-------|------------|
| ①歳入決算額 | 1,500,000円 | ※内訳 | 市町負担金 | 1,500,000円 |
| ②歳出決算額 | 1,291,353円 | ※内訳 | 会議費 | 691,636円 |
| | | | 事務費 | 599,717円 |
| ◎平成16年度への繰越額 (①-②) | 208,647円 | | | |

平成15年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算

次のとおりの内容で決算認定されました。



合併協定項目と協議状況（平成16年6月現在）

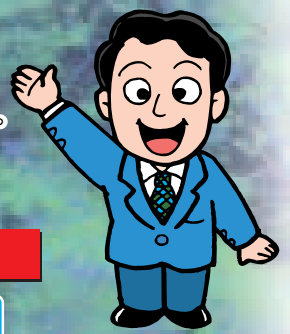
| 協定項目 | 協議区分 | 提案 | 決定 | 備考 |
|-----------------------|------|-----|-----|-------------|
| 1 合併の方式 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 2 合併の期日 | 再協議 | 第2回 | 第3回 | |
| 3 新市の名称 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 4 新市の事務所の位置 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 5 町、字の区域及び名称の取扱い | 再協議 | 第4回 | 第4回 | |
| 6 慣行の取扱い | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 7 財産及び債務の取扱い | 再協議 | 第3回 | | 継続協議 |
| 8 条例、規則等の取扱い | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 9 議会議員の定数及び任期の取扱い | 再協議 | 第2回 | 第7回 | |
| 10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 再協議 | 第2回 | 第6回 | |
| 11 一般職の職員の身分の取扱い | その1 | 再協議 | 第6回 | 総務・企画小委員会付託 |
| | その2 | 再協議 | 第7回 | 総務・企画小委員会付託 |
| 12 特別職の身分の取扱い | 再協議 | 第2回 | 第3回 | |
| 13 組織及び機構の取扱い | 再協議 | | | |
| 14 一部事務組合等の取扱い | 再協議 | 第6回 | 第7回 | |
| 15 公共的団体等の取扱い | 再協議 | 第2回 | 第2回 | |
| 16 消防、救急の取扱い | 再協議 | 第6回 | | 総務・企画小委員会付託 |
| 17 地域審議会の設置に関する事 | 再協議 | | | |
| 18 地方税の取扱い（その1） | 再協議 | 第6回 | 第7回 | |
| 19 使用料、手数料等の取扱い | 再協議 | 第2回 | 第2回 | |
| 20 補助金、交付金等の取扱い | 再協議 | 第2回 | 第2回 | |
| 21 国民健康保険事業の取扱い | 再協議 | 第6回 | 第7回 | |
| 22 介護保険事業の取扱い | 再協議 | 第6回 | 第7回 | |
| 23 電算システムの取扱い | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 24 各種事務事業の取扱い | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (1) 総合計画 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (2) 広報広聴 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (3) 交通政策 | 再協議 | 第2回 | 第2回 | |
| (4) 国内・国際交流 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (5) 男女共同参画 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (6) 行政改革大綱 | 再協議 | 第4回 | 第5回 | |

| 協定項目 | 協議区分 | 提案 | 決定 | 備考 |
|--------------------|--------------|-----|-----|-------------|
| 24 (7) 情報公開 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (8) 儀式・表彰 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (9) 地域工芸・行政連絡員 | 再協議 | | | |
| (10) 金融機関等の指定 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (11) 窓口業務 | 再協議 | 第5回 | 第6回 | |
| (12) 保健事業 | 再協議 | 第5回 | 第6回 | |
| (13) 病院、診療所 | 再協議 | 第6回 | 第7回 | |
| (14) 障害者福祉 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (15) 高齢者福祉 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (16) 児童福祉 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (17) その他福祉 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (18) 保育 | 再協議 | 第5回 | 第7回 | |
| (19) 環境 | 再協議 | 第7回 | | 福祉・教育小委員会付託 |
| (20) 人権同和 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (21) 農林 | その1(農業・林業) | 再協議 | 第3回 | 第4回 |
| | その2(受益者分担金) | 再協議 | 第6回 | 第7回 |
| (22) 水産 | 再協議 | 第7回 | | 産業・建設小委員会付託 |
| (23) 観光商工 | 再協議 | 第4回 | 第5回 | |
| (24) 生涯学習 | 再協議 | | | |
| (25) 文化・スポーツ | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (26) 学校教育 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (27) 建設 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (28) 公営住宅 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (29) 上下水道 | その1(上水道事業) | 再協議 | 第5回 | 第7回 |
| | その2(簡易水道事業) | | 第5回 | 第7回 |
| | その3(事業費補助金等) | | 第5回 | 第7回 |
| | その4(下水道事業) | | 第5回 | 第7回 |
| (30) 都市計画 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (31) 建築・景観 | 再協議 | 第2回 | 第3回 | |
| (32) 防災関係 | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| (33) 新エネルギー・省エネルギー | 引継ぎ | 第2回 | 第2回 | |
| 25 新市建設計画 | 出雲の国づくり大綱 | 再協議 | 第3回 | 継続協議 |
| | 基本方針 | 再協議 | 第4回 | 継続協議 |

引継ぎ 2市5町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐもの
再協議 国の制度改正等の状況変化や枠組みの変更に伴い、調整方針を再協議するもの

協議会事務局からのお知らせ

合併協議会では、住民の皆様から「合併に関する意見」「新市まちづくりに関する意見」などについて、ご意見を募集しています。また、お寄せいただいたご意見につきましては、合併に関する各種調整において、十分に反映させていきたいと思っております。メール、郵便、FAXなどでご意見をお寄せください。



● 今後の協議会・小委員会開催予定 ●

| 協議会 | | | 小委員会 | | |
|---------|----------------|-------------|----------------|-------------|-----------|
| 第9回協議会 | 平成16年 7月26日(月) | 13:30~16:30 | 平成16年 7月28日(水) | 10:00~12:00 | 総務・企画小委員会 |
| 第10回協議会 | 平成16年 8月20日(金) | 14:00~17:00 | | 13:00~15:00 | 福祉・教育小委員会 |
| | | | | 15:00~17:00 | 産業・建設小委員会 |

場所はいずれも 出雲市今市町北本町 出雲交流会館
 ※上記日程は変更となることがあります。事前に事務局までご確認ください。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会・小委員会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局(電話0853-23-1008)までお尋ねください。